

一般社団法人 都城青年会議所 後援名義等の使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第69条に基づき、団体等が実施する事業又は行事（以下、「事業等」という。）において、一般社団法人都城青年会議所（以下「この法人」という。）が行う共催、協賛及び後援の名義（以下「後援名義等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、この法人の運営の適正化を図ることを目的とする

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 この法人が主催者の一員として事業等の企画又は実施に参画することをいう。
- (2) 協賛 この法人が事業等の趣旨に賛同し、援助、支援等（この法人が費用の一部を負担する場合を含む。）をすることをいう。
- (3) 後援 この法人が事業等の趣旨に賛同の意を表することをいう。

(名称)

第3条 この法人が後援名義等において使用する名称は、一般社団法人都城青年会議所（英文名 Junior Chamber International Miyakonojo）とする。

(承認権者)

第4条 この法人は、後援名義等を使用するときは、理事会の承認を経なければならない。ただし、理事長が従前と実質的に同一の内容で継続するものと認める事業等については、この限りでない。

2 理事長は、前項ただし書きの場合には、その旨を速やかに理事会へ報告するものとする。

(承認基準等)

第5条 後援名義等の使用は、次の各号のすべてに該当するものに限り承認する。

- (1) 主催者の存在が明らかであること。
 - (2) 主催者が堅実な活動実績を有し、かつ、事業の遂行能力が十分であると認められる団体等であること。
 - (3) 主催者が特定の政党、宗教その他の政治的団体又は宗教団体と関わりがないこと。
 - (4) 事業等の目的及び内容が、この法人の目的及び事業活動に寄与するものであること。
 - (5) 事業等の開催場所が、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、後援名義等の使用を承認し

ない。

- (1) 法令に反し、又は反するおそれがあるもの
- (2) この法人の政治的中立性又は宗教的中立性を損なうおそれがあるもの
- (3) 営利又は宣伝を主たる目的としているもの
- (4) その他後援名義等の使用にふさわしくないもの

3 理事会は、必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(申請)

第6条 後援名義等の使用を求めようとする団体等は、申請書をこの法人に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、事業等を実施しようとする日の30日前までとする。ただし、次の各号に掲げる場合にはこの限りでない。

- (1) 第4条第1項ただし書きに定める場合
 - (2) 理事会が事業等の目的及び内容がこの法人の目的及び事業活動と合致し、かつ、緊急の必要があると認める場合
- 3 提出された申請書は、総務担当委員会が理事会に上程し、審議を受けるものとする。

(通知)

第7条 理事長は、申請者に対し速やかに後援名義等の使用の承認（第4条第1項ただし書きの場合も含む。以下「承認等」という。）又は不承認について書面で通知するものとする。（事業内容等の変更等）

第8条 承認等を得た団体等は、当該承認等を得た後に事業内容等に大幅な変更が生じた場合は、この法人に対して直ちに書面で当該変更に係る届出を行い、変更後の事業等について承認等を得なければならない。

2 前項の届出があった場合において、第4条、第5条、第6条第3項及び前条の規定を準用する。

3 承認等を得た団体等は、事業等を取りやめるときは、この法人に対し、速やかに書面で届出を行うものとする。

(承認等の取消し)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認等を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項の届出があったとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽又は不正があったとき。
- (3) この規程に違反する事実があったとき。
- (4) その他理事長が当該後援名義等の使用を継続することが不相当であると認めたとき。

2 理事長は、承認等を取り消すことを決定したときは、団体等に対し速やかにその旨を書面で通知しなければならない。（使用期間）

第10条 後援名義等の使用期間は、承認等の日から当該事業等が終了する日までとする。ただし、承認等の日から起算して

6月を超えることはできない。

(準 用)

第11条 この法人が後援名義等の使用に準ずる行為を行う場合には、この規程を準用する。

附 則 (平成30年12月4日改正)

この規程は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日

取消処分日 平成30年12月 日